

高松市子ども・子育て条例改正案件の概要

1 改正を予定している条例

高松市子ども・子育て条例

2 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正の概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）が制定された際、法施行後、5 年を経過した場合の見直し条項が規定されており、それを受けて、超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が第 198 回国会（令和元年 6 月）において成立し、法改正が 9 月 7 日に施行されました。

改正の主な内容の一つは、目的・基本理念の充実であり、目的規定には、子どもの「将来」だけでなく、「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童権利条約の精神に則り推進することが明記されました。

3 高松市子ども・子育て条例（以下「市条例」という。）の改正の内容について

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、子どもの貧困対策に係る条文を見直すため、改正するものです。

市条例には、法第 1 条の目的規定を引用しており、その改正条文のうち、子どもの「将来」だけでなく、「現在」に向けた対策であること、及び貧困対策推進の目的の改正に対応するものです。

なお、「児童権利条約の精神に則り」の部分については、市条例第 4 条に規定済みであることから、これに基づく改正は行わないものです。

4 施行日

公布の日から施行するものです。

5 条例改正までの今後の予定

【支援会議における審議及び意見徴取】

令和元年 11 月 25 日

【条例改正についてのパブリックコメント募集】

令和元年 12 月 25 日～令和 2 年 1 月 24 日（予定）

【令和 2 年 3 月議会】

条例改正案提出